

香川高等専門学校学内規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則

令和3年11月25日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校における学内規則（以下「規則等」という。）で定める申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印について、その特例を定めるものとする。

(押印の特例)

第2条 申請書等について定める規則等の規定にかかわらず、必ずしも押印が必要とされない場合には、記名又は署名により、押印を省略できるものとする。

(申請書等の調製及び使用の特例)

第3条 前条の規定を適用する場合においては、申請書等について定める規則等の規定にかかわらず、必要に応じ、押印に関する部分を削除し、又は訂正して申請書等を調製し、使用することができるものとする。

附 則

この規則は、令和3年11月25日から施行する。